

借用証書

決定通知書（毎月20日前後に送付予定）が到着後、
貸付金送金日までの間に必ず提出してください。

印紙税法の規定により
印紙の貼付は要しない

(様式第4号)

(貸付番号第 20XX000XXX 号)

普通(住宅・災害・特別・在宅) 貸付借用証書

金	6	0	0	0	0	0	0	円也
---	---	---	---	---	---	---	---	----

上記の金額を岐阜県市町村職員共済組合貸付規則(以下「規則」という。)及び
岐阜県市町村職員共済組合貸付規則施行細則(以下「細則」という。)を承知のうえ、
次の条件により借用しました。

- 貸付利率は規則に規定する利率とする。
ただし、貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する。
- 貸付金及び利息は、規則第7条及び第14条の規定により 令和〇年 5月 から
令和〇年 4月までに所定の償還表により毎月償還又は納付する。
- 次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。
(1) 組合員の資格を失ったとき。
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又は
これに相当する手当(以下「退職手当等」という。)の支給を受けたとき。
(3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
(4) その他規則及び細則に違反したとき。
- 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる
裁判上の手続があったときは、何らの通知催告を要せず期限の利益を失う。
- 前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元金をただちに償還できな
いときは、地方公務員等共済組合法第48条及び第115条に基づき給与(退職手当等
を含む。)又は年金等の給付金から未償還元金を弁済する。
- この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず岐阜県市町
村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。

公正証書を作成する必要があるとき、その作成の要求があったとき
その要求に応じる。

一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、
貸付に係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した
保険会社に提供することに予め同意する。

令和〇年 5月 25日

借受人 { 組合員証記号番号 600 - 12345
住所 岐阜市藪田南△△
氏名 共 済 太 郎

(太共 郎 済) 印

上記のとおり確認しました。

〇 〇 市 長
所 属 所 長 〇 〇 〇 〇

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

決定通知書でご確認のう
え記入してください。
貸付金額は、送金額をご
記入ください。

貸付期間は、貸付日の翌
月からご記入ください。
(修学貸付も据置償還から)

貸付金送金日までの日を
記入してください。

印鑑証明書と同じ印鑑を押印ください。

(注) 1. 「普通・住宅・災害・特別・在宅 貸付借用証書」欄中、該当借用事由に○を付けてください。
2. 金額及び借受人氏名は必ず自署してください。
3. 借受人は、印鑑登録証明書と同一の印で押印してください。